

品川区 2020 年オリンピック・パラリンピック推進本部設置要綱

平成 27 年 4 月 1 日 区長決定
要綱第 174 号

(設置)

第 1 条 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、庁内の各組織が相互に密接な連携を図り、課題等に迅速かつ的確に対応するため、品川区 2020 年オリンピック・パラリンピック推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部は、2020 年オリンピック・パラリンピックに係る情報の共有および課題の検討を行う。

(組織)

第 3 条 推進本部は、別表に掲げる本部長、副本部長および委員で構成する。

2 本部長は、推進本部を招集し、主宰する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時はその職務を代理する。

4 本部長は、推進本部の運営上必要と認める場合は、別表に掲げる委員以外の者を出席させることができる。

5 推進本部には、個別課題の詳細事項を検討するため、必要に応じて、個別課題毎に検討会を設置することができる。

(庶務)

第 4 条 推進本部に関する庶務は、オリンピック・パラリンピック準備課において処理する。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の設置に必要な事項は、文化スポーツ振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

役職	職名
本部長	区長
副本部長	副区長
	副区長
	教育長
委員	企画部長
	総務部長
	危機管理担当部長
	地域振興部長
	文化スポーツ振興部長
	子ども未来部長
	福祉部長
	健康推進部長
	品川区保健所長
	都市環境部長
	品川区清掃事務所長
	防災まちづくり部長
	災害対策担当部長
	会計管理者
	教育委員会事務局教育次長
	区議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
監査委員事務局長	